

陳情第12号
コロナ差別等防止強化の決議を求める陳情書

(陳情の要旨)

コロナ禍における私たちが生活に強いられる行動、経済活動等の自
粛、感染防止策とされたい。マスクの着用、新しい型コロナワクチン接種に
おいて、確たる情報に基づかない状態で、他者に得ない状況、人権侵害が
横行し始めていることに対して、市の人権保護の取り組み強化を要望しま

す。差別・強制等禁止対象を追加してホームページ等に記載し、市民にわか
りやすく認識させたい。人権保護について情報提供を市の広報等にて定期
的及び必要に応じて適宜行い市民に啓発・周知徹底する。アウンソン等を適宜
差別・強制等禁止、人権保護についての配慮を促すアウンソン等を適宜
行い、現場での差別発生防止に努める。併せて、前述の指導をする。重大な健
人の体に対しておこなうことへの影響は個人差があり、重大な健康
被害にもつながる可能性があるため、個人の健康に関しては個人の判断
を尊重する必要がある、強制や差別・行動制限等(入場・サービス利用拒
否等)はあってはならないことを、想定される健康被害や責任問題の知識
も含めて市民に周知することから、市民の健康と人権保護に努める。す
る質問等
を大勢の前でおこなわない、不特定多数に見え、形で書面等に記載しな
い、など、個人情報保護と周りの目に対する配慮を最大限行う、また、そ
のよう
に指導する。あつた場合の相談窓口を設けて、市民が相談や問題解決
をしやすい環境整備に努める。
法務省のホームページ「コロナウイルス感染症に関連して～差別や偏見
をなくしましょう」の本質的な内容を流山市からも発信していただきたい。

「コロナ対策のつもりが過剰な反応になっていませんか？思い込みが差
別や偏見を生み出さないように、また、悪質な行為には法的責任が伴います。」

「思い込みを避けて、正しい情報を確認し、科学的根拠に乏しい過剰な
反応は控え、冷静に行動するようにしましょう」

「不安を差別につなげちゃいけない」

文部科学省『学校におけるコロナウイルス感染症対策衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～別添資料』内、「資料7」の「指導例6」
にて、不安から特定の対象を嫌悪の対象としてしまうことで差別や偏見が
起こることが指摘されている。特定の対象の例として、下記に該当する方
は差別の対象になりやすいため、市のホームページ等で追加明記すること
により、人権保護に努めていただきたい。感染症が広がっている地域に住
んでいる人、咳をしている人、マスクをしていない人、外国から来た人、空
港や病院等医療機関勤務者、感染者が出た企業、感染者が多く利用する

同資料では、日本赤十字社の「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！
～負のスパイラルを断ち切るために～」資料も参照しており、偏見・差別
について考える機会を与えてくれる情報として、市民に積極的に紹介して
いただきたい。

本年7月17日の本市タウンミーティングにて、副市長より「マスクを
強制している事実もありませんし、ワクチンを強制している事実も、流山

市にはありません。」とご発言がありました。また、「マスクの着用やワクチン接種の有無により差別的な取り扱いを行うことはあってはならないことです。」と井崎市長より書面にて回答をいただきました。

市や市議会が人権保護の啓蒙活動を積極的に行うことにより、市民一人一人の意識を高め、違いを認め合い、お互いを尊重して、思いやりの心を忘れずに生活していける街であり続けることを要望する。

(陳情項目)

- 1 流山市では、ホームページで「STOP! ワクチン差別、コロナ差別」ということで差別を禁止してくださっている。更に以下の差別について追加する。
A、感染症が広がっている地域に住んでいる人
B、感染者の出た企業、感染者が多く利用するとされる空港や病院等医療機関勤務者
C、咳をしている人
D、マスクをしていない人
E、基礎体温が高い人
F、消毒液を使用できない人
A～Cは、思い込みから不安を差別につなげている可能性があり、冷静な行動が必要。
D～Fは、項目4、に該当。
- 2 ホームページ記載と共に、広報、自治会案内、お手紙やパンフレット等、市民に適宜、そして定期的に啓発の機会を設けることにより、強制、差別、偏見、誤解、過剰反応を控え、冷静に行動できる市民が増え、思いやりが感じられる社会となるよう努めていただきたい。
- 3 差別・強制等をする、される可能性がある人がいる現場においては、実際に差別等が起きてしまう事を事前に防ぐ目的で、アナウンスや掲示物等で注意喚起を予めおこなうことによって、発生防止に努め、そのように指導する。
例えば、集会等にマスク非着用者がいる場合などには、必要であれば、プライバシーに配慮した上で、マスク着用困難な市民もいる事への理解と協力を求めるようアナウンスする、などの対応。
- 4 人の体におこなうこととして、ワクチン接種、マスク着用、手指消毒、検温が主に挙げられる。
新型コロナワクチン接種に関して、新型コロナワクチン接種による体への影響として、既知の短期副反応以外に中長期影響は不明であること等を周知させると共に、発生している副反応等厚生労働省のホームページで最新のものも確認しやすいうリンクを作成する事等を周知させ、問題が発生する人もしない人も、その度合いも個々で異なる事を周知させ、リスクとベネフィットの比較から個人の責任で判断する自由を尊重し、強制・差別・行動制限等は禁止されていることも周知させる。ワクチン接種済証明書等の提示を求め、その有無によって差別や行動制限(入場・サービス利用拒否等)をおこなってはならないことを周知徹底する。また、新型コロナワクチンの感染予防効果は不十分なため、思い込みを避けて、正しい情報を確認し、科学的根拠に基づいた正しい過剰な反応は控え、冷静に行動し、不安を差別につなげないよう周知させる。
マスク着用に関して、マスクは人間の限られた呼吸器官である鼻と口を覆い、皮膚に密着する異物であるため、人体に影響があり、その影響は一人一人異なる。肌荒れ、耳の痛み、頭痛、めまい、痺れ、ア

めプライバシーの侵害にあたる。個人情報保護と情報管理に注意し、周りの目に対する配慮を最大限行い、同調圧力やワクチンハラスメント・強制・差別等にならないよう努める指導をする。併せて、老若男女問わず接種する・しないも尊重すること、マスクの着用ができない・しない方に対する配慮をおこなうこと。

- 6 差別・強制等が発生した場合の相談窓口として、法務省の電話番号をホームページで紹介いただいているが、市においても人権相談の整備や市としての現状把握を正確に行う努力、市民が躊躇せずに相談・解決できる工夫を行う。

ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂）が重要となる今後の社会において、異なるものを排除するのではなく、包摂的（インクルーシブ）に理解に努め、包み込む寛容さと優しさ・思いやりの心を大切に、前向きな思考で取り組んでいくことが「負のスパイラルにはまらない＝差別しない・されない」社会には大切である。流山市議会は市と協力して、この大切な人権保護の環境整備に積極的に取り組んでいただくことを要望する。

令和3年8月19日

陳情者

[Redacted]

[Redacted]

流山市議会議長 森 亮二 様